

令和8年度 施設園芸農家の農業生産資材等 購入費を支援します！



(国の重点支援地方交付金活用事業)

物価高騰に伴う農業経営コストの増加等による影響を特に受けている施設園芸農家に対し、施設園芸に係る農業生産資材等の購入費の一部を交付します。

補助対象者

販売を目的として、園芸用施設（ガラス室またはハウス）で野菜、果樹又は花きを生産する、市内に住所を有する個人または事業所を有する法人等（共同経営を行う任意組織を含みます）

補助内容

補助対象経費：農業生産資材、作物の収穫・梱包・出荷用の資材 ※燃油を除く

令和8年1月～12月までに購入した農業生産資材等の購入費の2分の1以内(上限:50,000円)

※消費税及び地方消費税を除く

※合計金額が1,000円未満は切り捨て

留意していただきたい点

※申請回数は、1回のみです。

補助対象資材が複数あった場合には、合算して申請が可能です。

対象となる資材を複数購入される予定の方は、購入が全て完了してからまとめて申請をしてください。申請後の追加申請は受付できません。

提出書類

- ・施設園芸農家支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・野菜、果樹又は花きを販売していることを確認できる書類（出荷伝票や申告書類等）
- ・農業生産資材等を購入したことを確認できる書類（レシートの写し）
※領収書の場合には、購入した品目名と品目ごとの金額の記載があるものに限る
- ・園芸用施設及び購入した農業生産資材等の写真
- ・申請者名義の振込先口座の通帳等の写し

申請期間

令和8年7月1日(水)から令和9年1月29日(金)まで



【申請先・お問い合わせ先】

加須市経済部	農業振興課	☎0480-62-1111（代表）
騎西総合支所	農政建設課	☎0480-73-1111（代表）
北川辺総合支所	農政建設課	☎0280-61-1206（直通）
大利根総合支所	農政建設課	☎0480-72-1321（直通）